

毎週火、金曜日発行（但休日当たる時は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第四百四十五号
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十
八年八月二十一日道路の位置を指定したので、同規則第
十条の規定により告示する。

昭和三十八年八月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

- ◇告示 道路位置の指定
- 米飯提供業者の登録
- 結核予防法による医療機関の指定
- 助教諭免許状の授与
- 優良桑苗確保施設要項等の廃止
- ◇公安告示 道路交通法による聴聞会の開催
- ◇公告 クリーニング師試験の実施

申請人の住所氏名

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

米子市上福原九八三

米子市上福原字下場

〇〇九七番の一部

幅員 四メートル

瀬山 清次

〇〇九九番の一部

〇〇九九番の一部

延長 一五一メートル

鳥取県告示第四百四十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提

供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年八月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏 名 名称又は屋号 住 所 営業所の所在地

倉振第一五七号 昭三八、八、一三 松嶋 玉野 松嶋食堂 東伯郡泊村大字園六一四の一 住所に同じ

鳥取県告示第四百四十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年八月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 開設者
昭和三十八年 本田内科 米子市昭和町六四 本田恭治
八月八日

鳥取県告示第四百四十八号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第

五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和三十八年八月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番 号 氏 名 本 籍 地
幼稚園助教諭 昭三八 西尾 信子 鳥取県岩美郡
幼助第二号 国府町

鳥取県告示第四百四十九号

次に掲げる告示は、昭和三十八年八月二十七日限り廃止する。

昭和三十八年八月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

優良桑苗確保施設要項（昭和二十七年五月鳥取県告示第二百六十二号）

稚蚕共同飼育施設補助金交付規程（昭和二十七年七月鳥取県告示第三百三十七号）

蚕業振興施設補助要項（昭和二十七年七月鳥取県告示第三百三十八号）

養蚕経営改善特別指導施設補助金交付規程（昭和二十九年七月鳥取県告示第三百六十号）

九

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和三十八年八月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 鳥取地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十八年九月十九日午後一時0分から
鳥取市吉方 鳥取警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

- (1) 鳥取市田島五九 自動車運転者 山 口 栄 一
- (2) 八頭郡家町大字土師百井二二九 自動車運転者 森 下 清 治
- (3) 八頭郡八東町大字三浦一七六 自動車運転者 清 水 信 義
- (4) 倉吉市円谷一五四 自動車運転者 植 田 勇
- (5) 鳥取市古海四七七 自動車運転者 北 村 定 則
- (6) 東伯郡事郷町松崎五一五 自動車運転者 佐 本 龜 夫
- (7) 鳥取市高路四二九

- (8) 鳥取市元魚町二丁目四
自動車運転者 西山孝男
自動車運転者 松本幸雄
- (9) 鳥取市新狩物師町六一の一八
自動車運転者 長見久信
自動車運転者 藤田久雄
- (10) 八頭郡八東町大字中一〇〇
自動車運転者 藤田久雄
- (11) 八頭郡河原町和奈見一七二の一
自動車運転者 下田義勝

二 米子地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十八年九月十二日午後二時0分から
米子市万能町 米子警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

- (1) 米子市大崎一四二二
自動車運転者 矢倉 肇
- (2) 米子市上後藤二区一九七
自動車運転者 福谷多晃

- (3) 米子市福市五三一
自動車運転者 景山章一
- (4) 西伯郡岸本町須村五七四
自動車運転者 福田整司
- (5) 東伯郡東郷町大字金屋三五三
自動車運転者 中原 勇

公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり行なう。

昭和38年8月27日

鳥取県知事 石 彼 二 朗

1 試験の日時

学科試験

昭和38年9月16日(月)午前8時30分から午前11時30分まで
実地試験

昭和38年9月16日(月)午後1時から

2 試験の場所

学科試験 鳥取市二階町4丁目
鳥取保健所大会議室

実地試験

鳥取市敷片原町39
明日屋クリーニング店

3 受験資格

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者
 - (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者
 - (3) 旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を修了した者
 - (4) 厚生大臣が前各に掲げを者と同等以上の学力があると認めたる者
- 4 試験科目
- (1) 衛生法規に関する知識
 - (2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

5 受験手続

- (1) 提出書類
 - ア 受験願書(別紙様式による。)
 - イ 履歴書
 - ウ 写真(手札判で出願前6月以内に正面脱帽で撮影したものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。)
 - エ 受験資格を有することの証明書
 - (2) 提出先
 - ア 鳥取県に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所
 - イ 鳥取県以外の都道府県に住所を有する者は、鳥取市東町1丁目220番地鳥取県厚生部衛生課
 - (3) 提出期間
 - 昭和38年9月2日から昭和38年9月9日まで
- ただし、郵送の場合は、9月9日付けの消印があるものまで有効とする。

別紙

クリーニング師試験受験願書

本籍地

現住所(ただれ方まで記入すること。)

(ふりがなをつける)

氏名

生年月日

昭和 年 月 日

右 氏 名 印

鳥取県知事 石破二郎殿

私今回施行せられるクリーニング師試験を受験したいから関係書類を添えてお願いします。

6 試験手数料

500円(鳥取県収入証紙500円を受験願書にはりつけること。ただし、鳥取県以外の都道府県に住所を有する者は、鳥取県厚生部衛生課あて現金書留又は郵便為替で送付すること。)

7 その他

- 1 受験願書を受理したときは、直接本人あて受験許可を通知し、受験票を送付する。
- 2 受験者は実地試験用として、ライシヤツ1枚及びスポンジ本を各自携帯すること。

昭和四年四月十五日第三回郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
送料 一部月極二五〇円(送料共)